

宝塚市下水道パートナーシップ
(管理・更新一体マネジメント) 事業
事業契約書 (案)

令和 8 年 6 月
(令和 8 年 7 月改訂版)

宝塚市上下水道局

宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 事業契約書

1. 事業名 宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業
2. 事業場所 宝塚市 市内一円 地内
3. 契約期間 自：契約日
至：令和19年（2037年）3月31日
4. 事業実施期間 自：令和9年（2027年）4月1日
至：令和19年（2037年）3月31日
5. 契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
（なお、別紙4 サービス対価に係る事項）に従って、精算対象とされている
サービス対価については、当該規定に従った金額の支払とする。）
6. 契約保証金 第1章 第1節 第6条（契約の保証）に定めるとおり。
7. 支払条件 サービス対価の支払は、第8章（サービス対価の支払等）に定めるとおり。

上記の事業について、発注者宝塚市（以下「甲」という。）と受注者●●（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約（以下「本事業契約」という。）を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和●年●月●日

（甲）

住 所 兵庫県宝塚市東洋町1番3号
名 称 宝塚市
代 表 者 宝塚市上下水道事業管理者 藤本 宜則

㊞

（乙）

住 所
名 称
代 表 者

【別記内訳書】

1 四半期支払のサービス対価

支払期		サービス 対価【A】 維持管理 業務	サービス 対価【B】 問題解決 業務	サービス 対価【C】 住民対応 業務	サービス 対価【E】 計画修繕	サービス 対価【E】 改築工事	サービス 対価【F】 統括管理 業務	計
令和 9 年 度	R9 年 6 月							
	R9 年 9 月							
	R9 年 12 月							
	R10 年 3 月							
	年度計							
令和 10 年 度	R10 年 6 月							
	R10 年 9 月							
	R10 年 12 月							
	R11 年 3 月							
	年度計							
令和 11 年 度	R11 年 6 月							
	R11 年 9 月							
	R11 年 12 月							
	R12 年 3 月							
	年度計							
令和 12 年 度	R12 年 6 月							
	R12 年 9 月							
	R12 年 12 月							
	R13 年 3 月							
	年度計							
令和 13 年 度	R13 年 6 月							
	R13 年 9 月							
	R13 年 12 月							
	R14 年 3 月							
	年度計							
令和 14 年 度	R14 年 6 月							
	R14 年 9 月							
	R14 年 12 月							
	R15 年 3 月							
	年度計							
令和 15 年 度	R15 年 6 月							
	R15 年 9 月							
	R15 年 12 月							
	R16 年 3 月							
	年度計							
令和 16 年 度	R16 年 6 月							
	R16 年 9 月							
	R16 年 12 月							
	R17 年 3 月							
	年度計							
令和 17 年 度	R17 年 6 月							
	R17 年 9 月							
	R17 年 12 月							
	R18 年 3 月							
	年度計							
令和 18 年 度	R18 年 6 月							
	R18 年 9 月							
	R18 年 12 月							
	R19 年 3 月							
	年度計							

2 年度末払いのサービス対価

支払期	サービス 対価【D】 下水道事業 計画変更	サービス 対価【D】 ストックマネジメ ント計画策定	サービス 対価【D】 修繕改築 詳細設計	計
令和9年度				
令和10年度				
令和11年度				
令和12年度				
令和13年度				
令和14年度				
令和15年度				
令和16年度				
令和17年度				
令和18年度				
計				

目 次

第1章 総則	1
第1条（用語の解釈）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第3条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）	1
第4条（準拠法・管轄裁判所）	1
第5条（関連工事の調整）	1
第6条（契約の保証）	2
第7条（権利・義務の譲渡等）	3
第8条（一括委任又は一括下請負の禁止）	3
第9条（下請負人の通知）	3
第10条（下請負者の健康保険等加入義務等）	3
第11条（特許権等の使用）	3
第12条（監督員）	4
第13条（統括管理者及び業務責任者等）	4
第14条（事業関係者に関する措置請求）	4
第15条（現況有姿）	5
第16条（本事業契約等）	5
第17条（本事業の実施）	5
第18条（安全管理）	6
第19条（甲の責任負担）	6
第20条（資金調達）	7
第21条（公租公課の負担）	7
第2章 本事業全体に係る事項	7
第1節 本事業の体制及び計画	7
第22条（全体事業計画書）	7
第23条（年度事業計画書）	7
第24条（月間事業計画書）	7
第25条（事業計画書に対する報告）	7
第26条（事業継続計画書）	8
第27条（事業計画書等の修正）	8
第28条（セルフモニタリング実施計画書）	8
第2節 本事業の実施	8
第29条（本事業の開始条件）	8
第30条（本事業の実施）	9
第31条（地元関係者との交渉等）	9
第32条（土地への立入り）	9
第33条（市職員に向けた研修等の実施）	9
第3節 必要な契約等の締結	10
第34条（必要な契約の締結）	10
第35条（許認可等の取得等）	10
第36条（保険の付保等）	10
第3章 適正業務の確保	10

第 3 7 条（要求水準を満たす業務の実施）	10
第 3 8 条（要求水準の変更）	11
第 3 9 条（業務日報の作成）	11
第 4 0 条（業務の報告）	11
第 4 1 条（財務情報の報告）	11
第 4 2 条（セルフモニタリング）	12
第 4 3 条（甲によるモニタリング）	12
第 4 4 条（中間総合評価の実施）	12
第 4 章 業務準備期間（引継ぎ期間）の業務	13
第 4 5 条（引継ぎ期間の業務）	13
第 4 6 条（事業開始に伴う本件施設の確認及び使用）	13
第 4 7 条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）	13
第 5 章 義務事業	13
第 1 節 維持管理業務	13
第 4 8 条（維持管理業務の実施）	13
第 4 9 条（維持管理業務の内容）	13
第 2 節 問題解決業務	14
第 5 0 条（問題解決業務の実施）	14
第 5 1 条（問題解決業務の内容）	14
第 3 節 住民対応業務	14
第 5 2 条（住民対応業務の実施）	14
第 5 3 条（住民対応業務の内容）	14
第 4 節 計画・設計業務	14
第 5 4 条（計画・設計業務の実施）	14
第 5 5 条（計画・設計業務の内容）	14
第 5 6 条（ストックマネジメント計画策定（汚水のみ））	15
第 5 7 条（修繕改築詳細設計）	15
第 5 8 条（国庫補助金制度の変更）	16
第 5 9 条（工期の変更に関する支援）	16
第 5 節 管路修繕・改築業務	16
第 6 0 条（管路修繕・改築業務の実施）	16
第 6 1 条（管路修繕・改築業務の内容）	17
第 6 2 条（甲による申請等）	17
第 6 3 条（工事材料の品質及び検査等）	17
第 6 4 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	17
第 6 5 条（支給材料及び貸与品）	18
第 6 6 条（工事用地の確保等）	18
第 6 7 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	19
第 6 8 条（条件変更等）	19
第 6 9 条（設計図書の変更）	20
第 7 0 条（工事の中止）	20
第 7 1 条（著しく短い工期の禁止）	20
第 7 2 条（乙の請求による工期の延長）	21
第 7 3 条（甲の請求による工期の短縮等）	21

第74条（工期の変更方法）	21
第75条（検査及び引渡し）	21
第76条（改築工事の目的物にかかる所有権）	22
第77条（甲による改築工事の対価の支払い）	22
第78条（部分使用）	22
第6節 統括管理業務	23
第79条（統括管理業務の実施）	23
第80条（統括管理業務の内容）	23
第7節 緊急時対応	23
第81条（臨機の措置）	23
第82条（緊急事態の指揮系統）	23
第83条（災害・事故発生時の費用負担）	23
第6章 附帯事業	24
第84条（附帯事業の実施）	24
第7章 任意事業	24
第85条（任意事業の実施）	24
第8章 サービス対価の支払等	24
第86条（サービス対価の支払）	24
第87条（サービス対価の変更）	24
第88条（サービス対価の支払い停止及び減額）	25
第89条（サービス対価の返還）	25
第9章 プロフィットシェア	25
第90条（プロフィットシェア）	25
第10章 表明保証及び誓約	25
第91条（乙による表明及び保証）【SPCを設立する場合】	25
第92条（乙による誓約事項）	26
第93条（乙の株主の異動等）【SPCを設立する場合】	27
第94条（乙の兼業禁止）【SPCを設立する場合】	27
第11章 責任及び損害等の分担	27
第95条（責任及び損害等の分担原則）	27
第96条（法令改正）	28
第97条（法令改正による追加費用及び損害の負担）	28
第98条（税制改正）	28
第99条（第三者に及ぼした損害）	29
第100条（不可抗力）	29
第101条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）	30
第102条（下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担）	30
第103条（損害賠償責任）	30
第104条（成果物の契約不適合責任）	30
第12章 契約の期間に伴う措置	31
第105条（契約期間）	31
第106条（乙事由による解除）	31
第107条（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	32

第108条（談合その他の不正行為による解除）	32
第109条（賠償額の予定等）	33
第110条（甲の任意による解除、甲事由による解除）	33
第111条（法令改正・不可抗力による解除）	33
第112条（解除に伴う履行済みの業務に関して）	33
第113条（事業終了時の引継ぎ等）	33
第114条（事業終了時の本件施設の確認）	34
第115条（契約終了による乙所有資産の取扱い）	34
第116条（違約金）	34
第117条（損失補償）	35
第118条（事業終了後の解散及び債務引受）	35
第13章 知的財産権	35
第119条（著作権の帰属）	35
第120条（成果物の利用）	35
第121条（著作権等の譲渡禁止）	36
第122条（第三者の有する著作権の侵害防止）	36
第123条（第三者の知的財産権等の侵害）	36
第124条（知的財産権の対象技術の使用）	37
第14章 雑則	37
第125条（情報管理）	37
第126条（秘密保持義務）	37
第127条（金融機関等との協議）	38
第128条（遅延利息）	38
第129条（契約の変更）	39
第130条（相殺）	39
第131条（あっせん又は調停）	39
第132条（仲裁）	39
第133条（情報通信の技術を利用する方法）	39
第134条（契約の効力の遡及）	40
第135条（補則）	40
別紙1 定義集	41
別紙2 事業日程	44
別紙3 乙等が付す保険	45
別紙4 サービス対価に係る事項	46
別紙5 サービス対価の支払い停止及び減額	50
別紙6 プロフィットシェア	52
別紙7 不可抗力による追加費用及び損害の負担	53
別紙8 下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担	55

第1章 総則

（用語の解釈）

- 第1条 本事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 本事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 本事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本事業契約に適用される。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第2条 乙は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

- 第3条 本事業契約に定める催告、請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。甲及び乙は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 甲及び乙は、本事業契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。
- 4 本事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 5 本事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び会社法（平成17年法律第86号）の定めるところによる。
- 6 本事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 7 本事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（準拠法・管轄裁判所）

- 第4条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 本事業契約に関連して発生した全ての紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

- 第5条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接

に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- 2 甲は、乙の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(契約の保証)

第6条 乙は、本事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、本事業期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第6項において「保証の額」という。）は、別記内訳書記載の当該年度とその翌年度の2か年分のサービス対価の和（消費税等を含む。）の100分の10以上としなければならない。ただし、令和18年度に係る保証の額については別記内訳書記載の令和18年度のサービス対価の和の100分の10以上としなければならない。

- 4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第106条（乙事由による解除）第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6 本事業契約の規定に基づくサービス対価の変更又は改定が生じた場合、保証の額が変更又は改定後の別記内訳書記載の当該年度とその翌年度の2か年分のサービス対価の和（消費税等を含む。）の100分の10に達するまで、令和18年度においては別記内訳書記載の令和18年度のサービス対価の和の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

- 7 第1項に規定する保証については、当該年度終了後に乙が返還に係る請求を行い、甲は当

該請求の受領後 30 日以内に返還する。

(権利・義務の譲渡等)

第 7 条 乙は、本事業契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、甲は、乙から、提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、本事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づく乙の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが甲に提出され、かつ、第 127 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が甲と当該金融機関等との間で甲の合理的に満足する内容（相殺を含む甲の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

3 前項にかかわらず、以下の債権は本事業契約に基づく担保の対象に含まれない。

- (1) 業務の全部または一部が未履行であることに対応して発生する債権
- (2) 将来において履行されるべき業務に係る対価請求権（将来債権）

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 8 条 乙は、本事業の全部若しくはその主たる部分の実施を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第 9 条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負者の健康保険等加入義務等)

第 10 条 乙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を甲に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第 11 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が

なく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第12条 甲は、本事業を監督する監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。
- 2 監督員は、本事業契約の他の条項に定めるもの及び本事業契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) 第19条 (甲の責任負担) 第1項の甲の責任を果たす上で必要な乙又は乙の統括管理者に対する業務に関する指示。
 - (2) 本事業契約、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - (3) 本事業の履行に関する乙又は乙の統括管理者との協議。
 - (4) 本事業の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
 - (5) モニタリングの実施及び通知。
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本事業契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、本事業契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、本事業契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(統括管理者及び業務責任者等)

- 第13条 乙は、本事業契約締結後速やかに、要求水準書等に基づき、統括管理者、業務責任者(以下、統括管理者、業務責任者を総称して又は個別に「統括管理者等」という。)、その他本事業の実施に必要な人員等(必要な有資格者を含む。)を確保し、甲に対して、その旨を通知のうえ、甲の確認を受けなければならない。また、甲の確認を受けた統括管理者、業務責任者、その他本事業の実施に必要な人員等を変更したときも同様とする。
- 2 統括管理者は、本事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び統括を行うほか、サービス対価の変更、請求及び受領、第14条(事業関係者に関する措置要求)第1項の請求の受理、同条3項の決定及び通知の受理並びに本事業契約の解除にかかる権限を除き、本事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを統括管理者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(事業関係者に関する措置請求)

- 第14条 甲は、統括管理者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、統括管理者等その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で事業の実施につき著しく不適當と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(現況有姿)

第15条 甲は、乙に対して、本件施設を現況有姿で引き渡すものとする。

(本事業契約等)

- 第16条 本事業契約は、要求水準書、募集要項等及び提案書（以下「要求水準書等」という。）と一体の契約であり、これらはいずれも本事業契約の一部を構成する。本事業契約の規定に基づき、甲と乙の間で別途締結される契約は、いずれも本事業契約の一部を構成する。
- 2 本事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書が要求水準書に優先する。
 - 3 甲が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い、確認、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以て、甲が乙の責任において行うべき本事業の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(本事業の実施)

第17条 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。

(1) 義務事業

ア 維持管理業務

- ・ 巡視
- ・ 点検
- ・ 調査
- ・ 清掃（管路施設）
- ・ 清掃（調整池）
- ・ 機械設備保守点検
- ・ 補修（緊急修繕、小破修繕含む）
- ・ 草刈等
- ・ 遠方監視

イ 問題解決業務

- ・ 不明水対策
- ・ 水質調査

ウ 住民対応業務

- ・ 事故初動対応
- ・ 通報初動対応

- ・災害対応
- エ 計画・設計業務
 - ・下水道事業計画変更
 - ・ストックマネジメント計画策定（汚水のみ）
 - ・修繕改築詳細設計（汚水のみ）
- オ 管路修繕・改築業務
 - ・計画修繕
 - ・改築工事（汚水管路施設）
 - ・改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））
- カ 統括管理業務
 - ・統括管理（委託禁止業務とする。）
 - ・情報管理
 - ・台帳管理
 - ・セルフモニタリング
 - ・その他関連業務

（２）附帯事業

（３）任意事業

- 2 乙は、要求水準書等に従い、別紙２（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 乙は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以て、本事業を実施しなければならない。
- 4 【ＪＶを組成する場合】共同企業体たる乙を構成する各当事者は、乙の本事業契約上の債務につき連帯して責任を負うものとする。

（安全管理）

第１８条 乙は、要求水準書第２章５（安全・危機管理）に定める安全管理に関する事項を遵守し、本事業の実施において、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努めなければならない。これには、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和４７年労働省令第４２号）及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を講じることを含む。

（甲の責任負担）

第１９条 本事業に伴う下水道法（昭和３３年法律第７９号）上の責任のうち、本事業契約に基づき乙が負担すべき義務及び責任を除くものについては、甲が自らの責任と負担においてこれを負う。

- 2 甲は、本件施設の改築又は新たな設備の導入等を乙と協議の上で実施することができる。この場合において、協議開始から３０日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、甲は、甲の決定に従って、当該改築又は設備の導入等に伴って必要となる要求水準書の変更を指定するとともに、当該改築又は設備の導入等を行う。かかる改築又は新たな設備の導入等に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用（又は費用の減少）及び損害については、別紙４（サービス対価に係る事項）に定めるところに従って、サービス対価の変更を行う。

3 前二項に定めるほか、甲及び乙の責任負担は要求水準書等に定めるところによる。

(資金調達)

第20条 本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き全て乙が負担し、本事業の実施に要する乙の資金調達は、全て乙の責任において行う。

2 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、前項に定める資金調達にかかる金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

(公租公課の負担)

第21条 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して乙に生じる一切の租税を負担する。

2 甲は、乙に対し、本事業契約の定めに従い、サービス対価にかかる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の支払債務を負担する。

第2章 本事業全体に係る事項

第1節 本事業の体制及び計画

(全体事業計画書)

第22条 乙は、契約締結日の翌日から30日以内に、要求水準書に従い、本事業期間全体を通じた計画として、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた全体事業計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日の30日前までに甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、全体事業計画の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行うことができる。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

3 甲は、前項の申し出を受けたときは、全体事業計画の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

(年度事業計画書)

第23条 乙は、各事業年度の開始前までに、要求水準書に定めるところに従い当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年度事業計画書を策定し、甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、年度事業計画書の甲への提出期限については協議により定める。

2 乙は、年度事業計画書を、全体事業計画書に基づき策定しなければならない。

(月間事業計画書)

第24条 乙は、本事業期間中の各月の開始前までに、前項に規定する年度事業計画書の内容に準じ、また要求水準書の規定に基づき、当該月における具体的な業務実施の詳細を定めた月間事業計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

(事業計画書に対する報告)

第25条 乙は、第23条(年度事業計画書)に規定する年度事業計画書で計画した業務の実施状況について、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、当該事業年度の翌年度以降の見通し、甲の行う維持管理に対し一層の効率化に資する提言を含む年度事業計画に対する報告書を作成し、第40条(業務の報告)第3号の規定に従い、甲に報告

しなければならない。

- 2 乙は、前条に規定する月間事業計画書で計画した業務の実施状況について、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、当該月の翌月以降の見通し、甲の行う維持管理に対し一層の効率化に資する提言を含む月間事業計画に対する報告書を作成し、第40条（業務の報告）第1号の規定に従い、甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、事業終了時に、第22条（全体事業計画書）に規定する全体事業計画書で計画した業務の実施状況について、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、甲の行う維持管理に対し一層の効率化に資する提言を含む全体事業計画に対する報告書を作成し、協議により定める提出期限までに、甲に報告しなければならない。

（事業継続計画書）

- 第26条 乙は、契約締結日の翌日から事業開始日の30日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた事業継続計画書を要求水準書等に基づき策定し、甲と協議の上、事業開始日前までに甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の事業継続計画書を必要に応じて適宜改訂する。
 - 3 乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届出て、その承諾を得なければならない。

（事業計画書等の修正）

- 第27条 甲は、第22条（全体事業計画書）の規定に基づく全体事業計画書、第23条（年度事業計画書）の規定に基づく年度事業計画書、第24条（月間事業計画書）の規定に基づく月間事業計画書、第26条（事業継続計画書）の規定に基づく事業継続計画書（以下、総称して又は個別に「事業計画書等」という。）が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、事業計画書等の変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。
- 2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業計画書等について変更若しくは修正又は再提出をしなければならない。
 - 3 乙が期日までに、事業計画書等の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第88条（サービス対価の支払い停止及び減額）に定める措置を適用する。
 - 4 甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業計画書等に対する承諾を留保し、又は遅延してはならない。

（セルフモニタリング実施計画書）

- 第28条 乙は、事業開始予定日の90日前までに、モニタリング基本計画書に従い、本事業の実施に関するセルフモニタリング実施計画書案を作成して甲に提出し、甲と調整の上、事業開始予定日の30日前までに確定させ甲の承認を受けなければならない。

第2節 本事業の実施

（本事業の開始条件）

- 第29条 乙は、事業開始予定日までに次に掲げる条件がすべて充足することを条件として、

本事業を開始する。

- (1) 第13条（統括管理者及び業務責任者等）第1項に基づく通知を行っていること。
- (2) 第22条（全体事業計画書）から第26条（事業継続計画書）に基づく事業計画書等（ただし、年度の計画については初年度に限る）について甲の承諾を得ていること。
- (3) 第28条（セルフモニタリング実施計画書）に基づくセルフモニタリング実施計画書について甲の承認を得ていること。
- (4) 第34条（必要な契約の締結）第2項に従い、業務委託請負先との間で本事業の各業務に関する業務委託請負契約が締結され、当該契約書の写しが甲に提出されていること。
- (5) 第35条（許認可等の取得等）第1項に基づく許認可等が取得されていること。
- (6) 第36条（保険の付保等）に定める、本事業について必要となる保険の付保が完了していること。
- (7) 第46条（事業開始に伴う本件施設の確認及び使用）第1項に基づく確認が完了していること。
- (8) 第47条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）に基づく引継ぎ等が完了していること。
- (9) 第92条（乙による誓約事項）第1項に定める各書類が甲に提出されていること。
- (10) 甲が必要と認める場合には、第127条（金融機関等との協議）に定める甲と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
- (11) 基本協定書第4条（SPCの設立）に定める履歴事項全部証明書、定款の原本証明付き写し及び代表印の印鑑証明書が甲に提出されていること。【SPCを設立する場合】
- (12) 乙に本事業契約に対する重大な義務違反がないこと。

2 乙が事業開始予定日まで本事業の開始条件を充足できなかった場合（ただし、当該未充足につき乙の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）、甲は、当該遅延期間中に甲が義務事業の実施に要した費用額を損害金として乙に請求することができる。

（本事業の実施）

第30条 乙は、本事業期間中、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、本事業を実施しなければならない。

（地元関係者との交渉等）

第31条 地元関係者との交渉等は甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

（土地への立入り）

第32条 乙が調査のために第三者の所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

（市職員に向けた研修等の実施）

第33条 乙は、甲が甲の職員の技術向上等を目的に乙の行う業務に関する研修等を実施する場合、これに対し必要な協力を行わなければならない。その実施内容については、甲乙協議の上定めるものとする。

第3節 必要な契約等の締結

(必要な契約の締結)

第34条 乙は、義務事業の業務のうち、委託禁止業務である統括管理業務（統括管理）を構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2 乙は、要求水準書等に従い、本事業の各業務に着手する日までに、当該各業務にかかる業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出する。

3 乙は、第1項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他甲が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせてはならず、業務委託請負先をして、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他甲が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせてはならない。

4 乙は、第3項に基づく業務委託請負先への委託又は請負に関する一切の責任を負い、業務委託請負先の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。

(許認可等の取得等)

第35条 甲は、本事業の実施において甲に求められる許認可等の申請及び届出を行う。乙は、甲が行う申請及び届出に係る協力を行うものとする。

2 乙が本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、乙が取得して維持し、又は作成して提出する。

3 乙は、乙が本事業を実施するために必要となる許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその責任及び損害を負担する。

4 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、第2項に定める乙による許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

5 乙は、第1項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを甲に提出する。

(保険の付保等)

第36条 乙は、自ら又は業務委託請負先をして、別紙3（乙等が付す保険）の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入し又は加入させなければならない。

2 乙は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに甲に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第3章 適正業務の確保

(要求水準を満たす業務の実施)

第37条 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

(要求水準の変更)

第38条 甲は、本事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、甲は、あらかじめ乙に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、乙と協議を行わなければならない。

(1) 法令改正により本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき。

(2) 災害、事故等により、特別な本事業の業務内容が必要なとき又は本事業の業務内容を著しく変更したとき。

(3) 甲の事由等により本事業の業務内容の変更が必要なとき。

2 前項の要求水準書の変更起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担は、かかる要求水準書の変更が(1)法令改正による場合は第97条(法令改正による追加費用及び損害の負担)に従い、(2)税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第98条(税制改正)に従い、(3)不可抗力による場合は、第101条(不可抗力による追加費用及び損害の負担)に従い、(4)前記(1)から(3)以外の場合であって、甲の事由による場合は甲が、乙の事由による場合は乙が、それぞれ負担する。

3 この条に基づく要求水準書の変更により乙の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については甲の帰属とする。

4 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行う。

(業務日報の作成)

第39条 乙は、要求水準書等に基づき、業務日報を作成し、甲が求めた際に遅滞なく提出しなければならない。

(業務の報告)

第40条 乙は、モニタリング基本計画書等の定めるところに従い、本事業の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成する。

(1) 乙は、毎月、月間事業計画に対する報告書を作成し、当該月の月間事業計画に対する報告書を業務日報とともに、当該月終了後、甲に提出しなければならない。具体的な提出期限については協議により定める。

(2) 乙は、四半期業務報告書を作成し、当該四半期の終了後、甲に提出しなければならない。具体的な提出期限については協議により定める。四半期業務報告書は、当該四半期に属する月間事業計画に対する報告書を取りまとめたものとする。

(3) 乙は、事業年度ごとに年度事業計画に対する報告書を作成し、当該事業年度の年度事業計画に対する報告書を、当該年度終了後、甲に提出しなければならない。具体的な提出期限については協議により定める。

(財務情報の報告)

第41条 【SPCを設立する場合】乙は、各事業年度の会社法(平成17年法律第86号)に定める計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書を、各事業年度の終了後3ヶ月以内に甲に報告しなければならない。

【共同企業体の場合】乙は、乙を構成する各当事者の各事業年度の会社法(平成17年法律

第86号)に定める計算書類等を、その各事業年度の終了後3カ月以内に甲に報告するとともに、本事業の各業務年度終了後において、共同企業体としての本事業に係る事業収支及び履行状況を整理した決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

【単独企業の場合】乙は、乙の各事業年度の会社法(平成17年法律第86号)に定める計算書類等を、その各事業年度の終了後3カ月以内に甲に報告するとともに、本事業の各業務年度終了後において、本事業に係る事業収支及び履行状況を整理した決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、本事業期間中、本事業の財務情報に関し甲が必要と認めて(甲の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。)報告を求めた事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(セルフモニタリング)

第42条 乙は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従い、セルフモニタリングを行い、セルフモニタリング実施報告書を、協議により定める期限までに又は甲の請求に従って随時、甲に提出する。

(甲によるモニタリング)

第43条 甲は、乙からセルフモニタリング実施報告書その他の報告書が提出された場合、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、本事業の実施内容が要求水準を満たしているか否か、また、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するためモニタリングを行う。乙は、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、かかる確認に必要な協力を行う。

- 2 甲は、前項による他、必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、本事業の実施状況を確認することができ、乙は、甲の求めに応じて、甲の確認に立会い、本事業の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、かかる確認に必要な協力を行う。
- 3 甲は、前条のセルフモニタリング、本条第1項のモニタリング及び前項の確認により、乙の実施する業務につき要求水準の未達があると判断した場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書の定めに従って、乙に対し、改善措置をとることを求めることができる。
- 4 乙は、前項の場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書に従った改善計画の作成、改善措置の実施等を行わなければならない。

(中間総合評価の実施)

第44条 甲は、本事業期間中、令和9年度から令和13年度までの期間(以下「第I期事業期間」という。)について、第I期事業期間を通じた乙の本事業の履行状況について、本事業契約の継続の有無も含めて、総合的に評価(以下「中間総合評価」という。)を行う。

- 2 甲は、中間総合評価を第I期事業期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに乙に通知する。
- 3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本事業契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかとなるときは、第106条(乙事由による解除)第1項第11号の定めに従う。
- 4 中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、甲と乙の協議により定めるものとする。

第4章 業務準備期間（引継ぎ期間）の業務

（引継ぎ期間の業務）

第45条 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、業務準備期間（引継ぎ期間）中の業務を実施し、これを完了させなければならない。

（事業開始に伴う本件施設の確認及び使用）

第46条 乙の申出により、契約締結日の翌日から業務準備期間（引継ぎ期間）終了日までの間において、本件施設の性状、規格、機能、数量等について、甲の承諾を得て確認することができる。この確認の方法等は、協議により定めるところによる。なお、本件施設の確認にかかる費用は、各自これを負担する。

2 乙は、本件施設について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

（事業開始に伴う業務引継ぎ等）

第47条 乙は、自らの負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、甲又は甲の指定する者から、本事業実施に必要な業務引継ぎ等を受けなければならない。なお、業務引継ぎ等の内容等については、協議により定めるところによる。

2 甲は、乙が本事業実施に合理的に必要とし、甲が保有する書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。

3 乙は、本事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握し、本件施設の習熟に努める。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第1項に規定する乙による業務引継ぎ等を行わないことができる。

（1）業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。

（2）甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

第5章 義務事業

第1節 維持管理業務

（維持管理業務の実施）

第48条 乙は、本事業契約に基づき、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本件施設の機能を継続的に維持するため、維持管理業務を実施する義務を負う。

（維持管理業務の内容）

第49条 維持管理業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。

（1）巡視

（2）点検調査

（3）清掃（管路施設）

（4）清掃（調整池）

（5）機械設備保守点検

- (6) 補修（緊急修繕、小破修繕含む）
- (7) 草刈等
- (8) 遠方監視
- (9) 前各号に附帯する業務

第2節 問題解決業務

（問題解決業務の実施）

第50条 乙は、本事業契約に基づき、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本件施設で発生する問題に関して適切に解決するため、問題解決業務を実施する義務を負う。

（問題解決業務の内容）

第51条 問題解決業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 不明水対策
- (2) 水質調査
- (3) 前各号に附帯する業務

第3節 住民対応業務

（住民対応業務の実施）

第52条 乙は、本事業契約に基づき、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本件施設に関連する住民サービスを提供するに当たり必要な住民対応業務を実施する義務を負う。

（住民対応業務の内容）

第53条 住民対応業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 事故初動対応
- (2) 通報初動対応
- (3) 災害対応
- (4) 前各号に附帯する業務

第4節 計画・設計業務

（計画・設計業務の実施）

第54条 乙は、本事業契約に基づき、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本件施設の改築又は更新に係る判断及び事業実施に資するための計画、設計を一体的に実施する義務を負う。

（計画・設計業務の内容）

第55条 計画・設計業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。なお、乙は、以下の各号の業務を相互に連携させ、改築更新を計画的かつ効率的に推進する。

- (1) 下水道事業計画変更
- (2) スtockマネジメント計画策定（汚水のみ）
- (3) 修繕改築詳細設計（汚水のみ）

(4) 前各号に附帯する業務

(ストックマネジメント計画策定(汚水のみ))

第56条 甲及び乙は、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで(当該事業年度を含む。)の期間についての甲が作成した改築計画につき協議及び調整を行い、当該改築計画を、次三項の条件を満たした内容としなければならない。

2 乙は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、ストックマネジメント計画策定業務として、当該5事業年度開始予定日の前事業年度の2月末日までに策定するものとする。なお、当該改築計画に国庫補助金の対象外となる改築を含める場合には、乙は、予め甲に申し入れを行うものとし、甲は、乙と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する(以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築工事」という。)

3 甲及び乙は、第1項に基づく改築計画の協議及び調整並びに前項に基づく改築計画を作成する場合には、甲及び乙が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる改築工事に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる5事業年度にかかる改築工事に要する費用の総額として提案書に記載された金額以内の額としなければならない。

4 乙は、前各項の改築計画が合理的かつ実行可能な内容となるよう、発注方式、概算事業費及び工程の観点から総合的な検証を行う。

(修繕改築詳細設計)

第57条 乙は、要求水準書等及び事業計画書に従い、要求水準書に定める範囲の本件施設にかかる設計を実施する。

2 乙は、事前調査を完了し、設計に着手するまでに、要求水準書等に従って検討事項をまとめ、甲の確認を得なければならない。

3 本事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

4 本事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因して乙に発生する設計業務の実施に要する追加費用は、甲がこれを負担し、設計業務が遅延する場合には、甲は、乙と協議の上、対象となる業務の履行期限を変更できる。ただし、募集要項等甲が優先交渉権者に開示した資料又は優先交渉権者又は乙が知り得た情報から合理的に判断できる範囲の事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因する場合には、この限りでない。

5 乙は、事前調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。

6 乙は、甲に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。甲は、設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関して、随時に、乙に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。

7 乙は、事業計画書に従った部分毎に、要求水準書等に基づく設計の完了後又はその他甲が必要と認めた場合、速やかに、設計図書その他の要求水準書等が定める書類を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

8 甲は、乙から提出された設計図書が、法令、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸

脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう乙に対して求めることができる。この場合、乙は、速やかに当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を甲に提出し、甲の確認を受ける。

- 9 甲は、前二項に基づき乙から提出された設計図書を確認した結果、適当と認めた場合は、当該設計図書を承認する旨を乙に通知する。
- 10 甲は、設計図書の内容の承認の通知のみを理由として、乙の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 11 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、甲の指示の不備、誤り又はその他の甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲は、当該是正に起因して乙に発生する設計業務に要する追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、乙が当該要求水準書等の記載が不適當であること又は甲の指示に不備、誤りがあることを知りながら甲に異議を述べなかった場合は、この限りでない。
- 12 乙は、設計図書の内容が改築工事の円滑な発注となるよう、発注条件、施工条件及び工程条件を考慮して設計を行う。
- 13 管路施設改築設計にかかる国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、改築詳細設計業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、甲は、乙と協議のうえ、当該年度に実施する改築詳細設計の内容を、国庫補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とし、乙は、これに異議を述べない。なお、この項に基づく改築詳細設計の調整に起因した要求水準の未達は乙の責めに帰すべき事由によらないものとし、これに起因して追加で発生する費用は、甲がこれを負担する。

（国庫補助金制度の変更）

第58条 国庫補助金制度が変更される場合においては、甲と乙は、協議の上本事業契約の継続等に向けた措置を講ずる。

（工期の変更に係る支援）

- 第59条 甲が別途発注する改築工事の工期に変更の必要が生じ、又はそのおそれがある場合、甲は乙にその旨を通知し、乙は、乙が行う業務の工程への影響の検討及び対応方策の整理を行い、速やかに甲に報告する。
- 2 改築工事の工期の変更は、甲と当該改築工事の施工者との間の工事請負契約に基づき決定されるものとする。
 - 3 乙は、前項の工期変更に伴い必要となる工程の再構築、関連資料の作成、設計内容との整合確認その他必要な調整について支援を行う。
 - 4 工期変更に伴い設計等に関する業務の履行期限の変更が必要となる場合は、甲と乙で協議の上、当該履行期限を変更することができる。
 - 5 工期変更に起因して乙の業務内容が当初想定を著しく超える場合は、甲と乙で協議の上、業務範囲又は対価の見直しを行うことができる。

第5節 管路修繕・改築業務

（管路修繕・改築業務の実施）

第60条 乙は、本事業契約に基づき、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本件施設の中長期的な健全性及び機能を確保するために、管路修繕・改築業務を実施する義務を負う。

(管路修繕・改築業務の内容)

第61条 管路修繕・改築業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 計画修繕
- (2) 改築工事(污水管路施設)
- (3) 改築工事(マンホールポンプ(機械、電気設備))
- (4) 前各号に附帯する業務

(甲による申請等)

第62条 改築に当たって甲が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、乙は、書類作成及び手続き等について、改築にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

(工事材料の品質及び検査等)

第63条 工事材料の品質については、第57条(修繕改築詳細設計)各項の規定により乙が作成した設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合には、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第64条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前二項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その

後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第65条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくはサービス対価の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第66条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあると

きは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第67条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくはサービス対価の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、乙が第63条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第64条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

（条件変更等）

- 第68条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- （1）設計図書、要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - （2）設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - （3）設計図書の表示が明確でないこと。
 - （4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - （5）設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- （1）第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの
乙が行う。
 - （2）第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
甲が行う。
 - （3）第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
甲と乙とが協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくはサービス対価の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第69条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、乙をして設計図書を変更させることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくはサービス対価の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、当該変更が乙の責に帰すべき事由による場合は、サービス対価の額の変更を行わず、乙は発生した損害を自ら負担する。

（工事の中止）

- 第70条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくはサービス対価の額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、当該中止が乙の責に帰すべき事由による場合は、サービス対価の額の変更を行わず、乙は発生した損害を自ら負担する。

（著しく短い工期の禁止）

第71条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（乙の請求による工期の延長）

第72条 乙は、天候の不良、第5条（関連工事の調整）の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、サービス対価の額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、当該工期の延長が乙の責に帰すべき事由による場合は、サービス対価の額の変更を行わず、乙は発生した損害を自ら負担する。

（甲の請求による工期の短縮等）

第73条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときはサービス対価の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、当該工期の短縮が乙の責に帰すべき事由による場合は、サービス対価の額の変更を行わず、乙は発生した損害を自ら負担する。

（工期の変更方法）

第74条 工期の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第72条（乙の請求による工期の延長）の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 甲は、第1項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第131条（あっせん又は調停）に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第132条（仲裁）に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（検査及び引渡し）

第75条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、工事完成届の提出を受けたときは、提出を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、当該改築工事の目的物を最小限度破壊して検査

することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって改築工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により乙が当該改築工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築工事の目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契約代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、改築工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成と見做して前五項の規定を適用する。

(改築工事の目的物にかかる所有権)

第76条 改築工事の目的物は、第75条（検査及び引渡し）に基づく甲への引渡しをもって甲の所有に属する。

(甲による改築工事の対価の支払い)

- 第77条 乙は、いずれかの改築工事について第75条（検査及び引渡し）第2項（同条第6項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、当該工事について、検査に合格した日の属する四半期の最終月の月末に請求書を発行し、別紙4（サービス対価に係る事項）に規定するサービス対価の支払いを甲に対して請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、当該改築工事に係るサービス対価を支払わなければならない。
 - 3 甲がその責めに帰すべき事由により第75条（検査及び引渡し）第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
 - 4 年度事業計画において完成期限が当該事業年度中とされていた改築工事につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、乙は、当該改築工事に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに甲に提出する。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築工事が乙の責めに帰すべき事由により行われる場合には、乙は、当該補助金対象外改築工事に要する費用の全額を自ら負担し、第2項に基づく支払いを甲に請求することはできない。

(部分使用)

- 第78条 甲は、第75条（検査及び引渡し）第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第6節 統括管理業務

(統括管理業務の実施)

第79条 乙は、本事業契約締結日の翌日以降、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括管理業務を実施する。

(統括管理業務の内容)

第80条 統括管理業務は次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 統括管理
- (2) 情報管理
- (3) 台帳管理
- (4) セルフモニタリング
- (5) その他関連業務

第7節 緊急時対応

(臨機の措置)

第81条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他の業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が要求水準書に定める本業務の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担するものとし、その額は、甲と乙の協議の上で定める。

(緊急事態の指揮系統)

第82条 甲は、災害・事故等の緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本事業の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括管理者にその旨を通知する。なおこの項の通知は、緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知する。

2 乙が前項の通知を受けたときは、統括管理者は、監督員又はその他の甲の職員の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、統括管理者を通じ、監督員又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。

3 他の下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、甲は、統括管理者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従わなければならない。

(災害・事故発生時の費用負担)

第83条 前条（緊急事態の指揮系統）第2項の規定に従い、統括管理者及び乙の従事者等が

甲の指示に従ったことにより、要求水準書等に従った乙の業務に追加して生じた業務の費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法等は、甲と乙の協議の上で定める。

第6章 附帯事業

(附帯事業の実施)

第84条 乙は、本事業期間中、本事業契約、募集要項等及び提案書に従い、本事業用地及び本件施設において附帯事業を実施することができる。ただし、提案書に記載されていない付帯事業を実施する場合には、乙は、甲の事前の承認を得なければならない。

2 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、附帯事業を実施する。

3 附設設備の附設に関して、乙は、附設が完了した附設設備の所有権を甲に移転しなければならない。

第7章 任意事業

(任意事業の実施)

第85条 乙は、本事業期間中、本事業契約、募集要項等及び提案書に従い、本事業用地及び本件施設において任意事業を実施することができる。ただし、提案書に記載されていない任意事業を実施する場合には、乙は、甲の事前の承認を得なければならない。

2 甲は、本事業期間中において、任意事業の内容を変更する場合（任意事業のために新規投資、改修及び追加投資を実施する場合を含む。）には、乙の事前の承認を得なければならない。

3 乙は、本事業期間中において、任意事業を休止又は廃止する場合には、甲に事前に通知する。

4 任意事業のために利用する本事業用地及び本件施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産の処分が必要となった場合には、甲が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、乙は、当該返還額相当額を甲に支払わなければならない。

5 乙は、任意事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は乙の責任で行う。

6 本事業契約の他の定めにかかわらず、任意事業にかかる一切の費用及び損害並びに任意事業に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は全て乙の負担とし、理由の如何を問わず、甲はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

第8章 サービス対価の支払等

(サービス対価の支払)

第86条 甲は、乙による本事業の実施に要する費用を、別紙4（サービス対価に係る事項）の定めに基づき、サービス対価として乙に支払う。

(サービス対価の変更)

第87条 前条の定めにかかわらず、サービス対価の支払額は、別紙4（サービス対価に係る

事項)に定めるところに従い変更される。

- 2 前項の定めにかかわらず、本事業契約の規定に従い甲が乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する場合において、甲は、当該追加費用及び損害の乙への直接支払又はサービス対価の増額変更のいずれかを選択することができる。
- 3 前項の規定に基づきサービス対価の増額変更を行う場合、甲及び乙は、協議によりこれを定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(サービス対価の支払い停止及び減額)

第88条 第86条 (サービス対価の支払)の定めにかかわらず、サービス対価の支払は、別紙5 (サービス対価の支払い停止及び減額)に定めるところに従い停止又は減額される。

(サービス対価の返還)

第89条 サービス対価の支払後に、乙が甲に提出した当該サービス対価の支払の前提となる報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価の相当額を返還しなければならない。

第9章 プロフィットシェア

(プロフィットシェア)

- 第90条 乙は、別紙6 (プロフィットシェア)の定めに従い、業務改善等を提案することができる。
- 2 甲は、要求水準書の変更を伴う手法等の導入による本事業に要する費用の減少について、別紙6 (プロフィットシェア)の定めに従い、サービス対価を減額することができる。

第10章 表明保証及び誓約

(乙による表明及び保証)【SPCを設立する場合】

第91条 乙は、本事業契約の締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 乙は、会社法(平成17年法律第86号)に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 乙は、本事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本事業契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること。
- (3) 乙が本事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 本事業を実施するために必要な乙の能力又は本事業契約上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、乙の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に

違反せず又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

(6) 乙の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。

(7) 乙の資本金と資本準備金の合計額は●円であること。

(8) 乙の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること。【取締役会、監査役及び会計監査人を置く場合】

(9) 乙の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（乙の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。

(乙による誓約事項)

第92条 乙は、本事業契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを甲に対して提出し、本事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、乙について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 定款【SPCを設立する場合】

(2) 履歴事項全部証明書【SPCを設立する場合】

(3) 印鑑証明書【SPCを設立する場合】

(4) 本事業に関して、乙に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書

ア 本事業に関する乙に対する融資等にかかる契約書

イ 乙が保有する資産及び乙の発行済株式に対する担保権設定にかかる契約書

ウ 本事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づく乙の契約上の地位及び権利に対する担保権設定にかかる契約書

2 乙は、本事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、法令等及び本事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社として存続すること。【SPCを設立する場合】

(2) 乙（乙が共同企業体の場合は乙を構成する各当事者。以下第3号及び第4号にて同じ。）は、本事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、本事業契約上の乙の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって乙に対して強制執行可能な義務として負担すること。

(3) 乙が本事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践すること。

(4) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。

(5) 乙の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。【SPCを設立する場合】

(6) 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上に維持すること。

(7) 乙の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めを置くこと。【取締役会、監査役及び会計監査人を置く場合】

(8) 乙の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（乙の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業

業年度とする定めを置くこと。【ＳＰＣを設立する場合】

3 乙は、本事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、甲の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。【ＳＰＣを設立する場合】

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
- (2) 議決権付株式の発行
- (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

(乙の株主の異動等)【ＳＰＣを設立する場合】

第93条 乙は、乙の株主に異動等があり、株主名簿の記載が変更された場合、直ちに甲に対して最新の株主名簿の原本証明付き写しを提出し、甲の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 乙は、乙の株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を甲に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、乙は、当該株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにその状態を解消しなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていること又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始決定の申立てがされていること。
- (2) 出資者保証書に違反して、甲の承認を得ることなく乙の株式について処分を行ったこと。

(乙の兼業禁止)【ＳＰＣを設立する場合】

第94条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本事業にかかる業務以外の業務を行ってはならない。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、本事業期間中、事前の甲の許可を得て、次の各号に掲げる業務を実施することができる。

- (1) 甲の他の公共施設における包括管理業務
- (2) 他の市町村等が事業主体である水道事業、下水道事業及び工業用水道事業並びにこれらに類似する事業に関する業務

3 乙は、前項第2号に定める事業に関連して、他の市町村等から協議を求められた場合、誠実に対応しなければならない。

4 乙は、第2項に定める事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は乙の責任で行う。

5 第2項に定める事業にかかる一切の費用及び損害並びに当該事業に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は全て乙の負担とし、理由の如何を問わず、甲はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

第11章 責任及び損害等の分担

(責任及び損害等の分担原則)

第95条 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責

任を負い、本事業において乙に生じた追加費用の発生その他損害又は損失については、全て乙が負担し、甲はこれについて何ら責任を負担しない。

- 2 乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、乙の本事業の実施に関する甲による承認、確認若しくは立会い又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本事業契約上の乙の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。
- 3 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て乙が負担する。
- 4 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、法令等に従って甲が実施義務を負う事業の実施に関して甲の故意又は重大な過失（なお、法令改正自体はこれに該当しない。）に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、甲がこれを負担する。

（法令改正）

第96条 乙は、本事業契約の締結後に法令改正により次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、甲に対して直ちに通知する。

（1）要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

（2）乙に本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生するとき。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、法令改正による本事業への影響を調査するため、必要な資料（法令改正に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、甲は、法令改正により履行困難となった乙の本事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、乙及び甲は、当該法令改正の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り早急に対応措置をとり、法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 甲及び乙は、法令改正通知があった場合又は甲が自ら法令改正が発生していると認識した場合、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該法令改正に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、甲が法令改正に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業の実施を継続するものとする。

（法令改正による追加費用及び損害の負担）

第97条 その他本事業契約で別途定める場合を除き、法令改正に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、乙の負担とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）等本事業の実施に直接関係する法令等の改正により、乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、甲の負担とする。

（税制改正）

第98条 乙は、本事業契約の締結後に本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により、甲に対して直ちに通知する。

2 前条（法令改正による追加費用及び損害の負担）の定めにかかわらず、甲及び乙は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いを原則として、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。

（１）乙の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、乙の負担とする。

（２）前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、甲の負担とする。

3 前各項の定めにかかわらず、サービス対価にかかる消費税等の税率変更による追加費用については甲の負担とする。

（第三者に及ぼした損害）

第 9 9 条 本事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときには、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 3 6 条（保険の付保等）第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 本事業の実施に関し第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力）

第 1 0 0 条 乙は、本事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）をもって、甲に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、乙は、自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに甲に報告することで足りる。

（１）要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

（２）本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生したとき。

2 前項の場合において、甲が本事業の継続のために必要と判断した場合、甲は、乙に対し必要な対応を指示することができ、乙は、これに従わなければならない。

3 第 1 項の場合において、甲は、乙に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料（不可抗力に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、甲は、不可抗力により履行困難となった乙の本事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

4 甲及び乙は、不可抗力通知があった場合又は甲が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要な要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該不可抗力に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。

- 5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業の実施を継続するものとする。
- 6 事業開始日以降、不可抗力通知があった場合又は甲が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、甲及び乙は、協議の上、本件施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力する。

（不可抗力による追加費用及び損害の負担）

第101条 不可抗力に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、第83条（災害・事故発生時の費用負担）、その他本事業契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、別紙7（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従い、当該追加費用及び損害を負担する。

- 2 前項の定めにかかわらず、不可抗力によって本件施設又は本事業用地が毀損した場合、本件施設又は本事業用地の修補その他の原状回復に必要な措置は、甲が自らの費用負担において行う。この場合、乙は、甲の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。

（下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担）

第102条 下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の追加費用及び損害の負担については、別紙8に定めるところによるものとする。

（損害賠償責任）

第103条 甲及び乙は、相手方が本事業契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

（成果物の契約不適合責任）

第104条 甲は、甲に引き渡された成果物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、当該成果物の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて別紙5（サービス対価の支払停止及び減額）に示すサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け

る見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 甲は、契約不適合を知った日から1年以内（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）でなければ、第1項の請求（以下この条において「本件請求」という。）をすることができない。
- 5 本件請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該本件請求の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 甲が契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による本件請求をしたときは、当該本件請求は適法に行われたものとみなす。
- 7 甲は、本件請求を行ったときは、当該本件請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該本件請求以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 甲は、成果物の確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の定めにかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する本件請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 成果物の契約不適合が要求水準書及び募集要項等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、本件請求をすることができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第12章 契約の期間に伴う措置

（契約期間）

第105条 本事業契約に基づく本事業の契約期間は、本事業契約締結日から令和19年3月31日までの期間とする。

（乙事由による解除）

第106条 本事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、甲は、乙に対して書面により通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- （1）乙（乙が共同企業体の場合は乙を構成する各当事者）が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- （2）乙が本事業契約に基づいて甲に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- （3）別紙5（サービス対価の支払い停止及び減額）に定める解除事由が発生したとき。
- （4）乙又は構成員が基本協定書第6条【SPCを設立する場合】／第4条【SPCを設立しない場合】（事業契約の締結）第7項各号のいずれかに該当するとき。
- （5）乙が、正当な理由なく、事業開始予定日から30日が経過しても本事業の履行を開始しないとき又はその見込がないと明らかに認められるとき。
- （6）乙について、本事業の実施に必要な許認可等が終了し又は取り消され、かつ、相

当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業を継続的に実施することが困難であると甲が合理的に認めたとき。

(7) 本事業期間終了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

(8) 乙が、第110条（甲の任意による解除、甲事由による解除）第2項及び第111条（法令改正・不可抗力による解除）の規定によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。

(9) 第44条（中間総合評価の実施）第3項に該当するとき。

(10) 乙の株式について第93条（乙の株主の異動等）【SPCを設立する場合】に違反した状態が合理的期間内に解消されなかったとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本事業契約に違反し（ただし、甲から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本事業契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により本事業契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、前項第8号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第107条 前条第1項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前条の規定による本事業契約の解除をすることができない。

（談合その他の不正行為による解除）

第108条 甲は、乙が本事業契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告によらず直ちに本事業契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わないときには、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第109条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（サービス対価の総額）（消費税等を含む。）の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 前条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が、本事業契約及び本事業契約に係る変更契約による契約金額（サービス対価の総額）（消費税等を含む。）の100分の20に相当する額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときには、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の任意による解除、甲事由による解除)

第110条 甲は、本件施設について、公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6ヶ月以上前に乙に対して通知することにより、本事業契約を解除することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本事業契約上の甲の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、乙から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は本事業契約の履行が不能となったときは、乙は、解除事由を記載した書面を甲に送付することにより、本事業契約を解除することができる。

3 乙は、第38条（要求水準の変更）により要求水準書を変更したため契約金額が3分の2以上減少した場合は、催告によらず、直ちに本事業契約を解除することができる。

4 前二項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前項の規定による本事業契約を解除することができない。

(法令改正・不可抗力による解除)

第111条 本事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、本事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合には、甲は、乙と協議の上、本事業契約を解除することができる。

(解除に伴う履行済みの業務に関して)

第112条 解除事由の如何を問わず、本事業契約が解除された場合において、甲は、当該解除時点における履行済みの事業に対応したサービス対価の未払額について、解除後遅滞なく乙に支払う。

2 甲は、前項の支払をする場合、乙が自ら付保した保険に基づき保険金を受領する場合には、当該保険金額を甲からの支払額から控除することができる。

(事業終了時の引継ぎ等)

第113条 乙は、本事業期間の終了日までに、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する

者に、本件施設の維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行う。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

（１）乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。

（２）甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

3 乙が正当な理由なく第１項の規定に違反したときは、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等にかかる費用とする。ただし、頭書記載の契約金額（サービス対価総額）（消費税等を含む。）の１００分の１０（ただし、第６条（契約の保証）第６項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）を上限とする。

4 第１項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、甲と乙の協議により定める。

5 理由の如何を問わず、本事業契約が解除により終了した場合の業務引継ぎ等については、第１項の「本事業期間の終了日」を「甲が定める期日」と読み替えて前各項を適用する。

（事業終了時の本件施設の確認）

第１１４条 甲及び乙は、本事業期間の満了又は本事業契約の解除による終了に際して、要求水準書に従って本件施設（本事業期間中に本件施設が追加又は変更された場合、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認を行う。なお、本件施設の確認にかかる費用は、各自の負担とする。

2 前項に定める本件施設の確認は、本事業期間満了による契約終了のときは、本事業期間終了日までに完了し、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定める。

3 前二項による確認の結果、本件施設に要求水準書第１１章１に定める「事業期間終了後２年以内は改築等を伴う大規模修繕を要することのない状態」に反する契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微である場合（通常の経年劣化による軽微な汚損・劣化を含む）は、この限りではない。

4 甲は、前項にかかわらず、本事業契約の終了より２年以内に、本件施設に契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができる。ただし、当該契約不適合が、本事業契約終了後に甲又は本件施設について甲から業務を受託した者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではない。

5 乙が既に解散している場合は、甲は、乙の株主であった構成員に対して前二項に基づく請求を行うことができる。【ＳＰＣを設立する場合】

（契約終了による乙所有資産の取扱い）

第１１５条 本事業期間の満了又は本事業契約の解除による終了に際して、乙が保有する資産は、全て乙の責任において処分しなければならない。

（違約金）

第１１６条 第１０６条（乙事由による解除）の規定により本事業契約が解除された場合には、

乙は、頭書記載の契約金額（サービス対価総額）から履行済部分の対価を控除した額（消費税等を含む。）の100分の10（ただし、第6条（契約の保証）第5項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、当該解除に起因して甲が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第113条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎ先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して甲が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 第1項の場合（ただし、第106条（乙事由による解除）第1項第4号及び第108条（談合その他の不正行為による解除）の場合を除く。）において、第6条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損失補償）

- 第117条 第110条（甲の任意による解除、甲事由による解除）第1項の規定により本事業契約が解除された場合には、乙は、当該解除に起因して乙に生じた合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。
- 2 第111条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により本事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して甲又は乙に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第97条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第101条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に基づき甲の負担となる費用並びに当該解除に起因して乙に生じた合理的な範囲の費用については、甲の負担とする。

（事業終了後の解散及び債務引受）

- 第118条 乙は、本事業期間終了時点においてもなお乙が本事業契約に基づく金銭債務を負担すると甲が合理的に認める場合には、甲の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本事業期間終了後、乙が本事業契約に基づき負担する債務は第114条（事業終了時の本件施設の確認）第3項及び第4項に基づく債務のみであると甲が合理的に認める場合には、60日前までに甲に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、甲は、代表企業に対して、当該代表企業が当該債務を引き受けるよう求めることができる。

第13章 知的財産権

（著作権の帰属）

- 第119条 甲が、本事業の募集段階において又は本事業契約に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下本章において「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、甲に帰属する。

（成果物の利用）

第120条 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

2 甲の指定する者に対して本件施設について新たに事業の全部又は一部と同等の業務が委託される場合、前項の利用の権利及び権限は、本事業契約終了後、甲の指定する者にも付与される。

3 成果物及び本件施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものにかかる著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところによる。

4 乙は、甲（第2項における甲の指定する者を含む。）が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（乙を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

（1） 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は甲が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。

（2） 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

（3） 必要な範囲で、甲又は甲が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

（4） 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

（5） 本事業契約の終了後に、本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。

5 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。

（1） 成果物及び本件施設の内容を公表すること。

（2） 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。

（3） 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡禁止）

第121条 乙は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本件施設にかかる著作者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

（第三者の有する著作権の侵害防止）

第122条 乙は、成果物及び本件施設（乙が改築を行った部分に限る。以下この条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、成果物又は本件施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。なお、この項の規定は本事業契約の終了後も存続する。

（第三者の知的財産権等の侵害）

第123条 乙は、本事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し又は甲が指示する必要な措置を講ずる。ただし、乙の当該侵害が、甲の特に指定する工事材料、施工方法又は保守管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、この項の規定は本事業契約の終了後も存続する。

（知的財産権の対象技術の使用）

第124条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等（以下この条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

2 乙は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合、甲及び甲が指定する者に対し、本事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。

3 乙は、第三者（乙の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合であって、当該知的財産権対象技術のうち甲が指定したものについては、当該第三者をして、甲及び甲が指定する者に対し、本事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、本事業契約終了日において乙が当該第三者に対して当該技術の利用にかかる対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り乙が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が乙の株主以外の第三者である場合には、乙は、当該第三者をして、当該技術の利用を無償（ただし、甲が別途認める場合は有償。）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りる。

第14章 雑則

（情報管理）

第125条 乙は、本事業期間中及び本事業契約の終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従わなければならない。

2 前項のほか、乙は、本事業の実施に関する情報機器の使用にあたっては、甲で定める情報セキュリティ関連規定を遵守しなければならない。

（秘密保持義務）

第126条 甲及び乙は、本事業契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報（個

人情報を含み、以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、第三者に開示してはならず、本事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、秘密情報を開示することができる。

(1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある構成員、業務委託請負先若しくは本事業に関して乙に融資等を行う第127条（金融機関等との協議）に規定する金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 この条の規定は、甲及び乙による本事業契約の完全な履行又は本事業契約の終了後においても、なお効力を有する。

（金融機関等との協議）

第127条 甲は、必要と認めた場合には、本事業に関して乙に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的实施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

(1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から甲への通知及び一定期間の事前協議の実施

(2) 本事業契約における解除事由の発生、本事業契約に基づく乙に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における甲から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施

(3) 融資関連契約に基づく乙に対する債権を担保するための、乙の議決権付株式、本事業契約上の乙の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

（遅延利息）

第128条 甲又は乙が、本事業契約その他甲と乙の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率の割合で計算した額の遅延利息を相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

2 甲は、本事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づいて生じた乙に対する債権及

び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の変更)

第129条 本事業契約は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

2 甲及び乙は、令和10年3月末から令和19年3月末までに、当該時点までに実施した本事業の内容を踏まえ、本事業における官民の最適な役割分担による本事業の最適化を目的として、それぞれ翌事業年度以降の本事業期間における要求水準書等の変更の必要性及び変更に関する協議を行う。

3 前項に基づく協議において、甲が本事業の最適化に資すると合理的に判断した場合には、甲及び乙は、適用法令上可能な範囲において要求水準書等の変更にかかる合意書を締結する。

(相殺)

第130条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(あっせん又は調停)

第131条 本事業契約の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他本事業契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条（事業関係者に関する措置請求）第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第132条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第133条 本事業契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の効力の遡及)

第 1 3 4 条 甲及び乙は、本事業契約書への甲と乙の記名押印日又は電子署名実行日が本事業の開始日より後の日である場合にあっても、本事業契約が本事業の開始日に遡って適用されることを確認する。

(補則)

第 1 3 5 条 本事業契約に定めのない事項については、関係法令及び宝塚市契約規則（平成 2 2 年規則第 9 号）の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

以 上

定義集

- (1) 「本事業」とは、宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業をいう。
- (2) 「募集要項」とは、市が令和 8 年●月●日付で公表した宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (3) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（「宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 基本協定書（案）」、「宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 事業契約書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して市が発出した書類をいう。
- (4) 「基本協定書」とは、市と代表企業及びその他の構成員との間で令和 8 年●月●日付で締結された宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 基本協定書をいう。
- (5) 「モニタリング基本計画書」とは、募集要項の添付書類として公表された「宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 モニタリング基本計画書」（その後の修正も含む）をいう。
- (6) 「モニタリング実施計画書」とは、モニタリング基本計画書に基づき市が作成するモニタリング実施計画書をいう。
- (7) 「要求水準書」とは、募集要項の添付資料として公表された「宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (8) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、市が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、提案書による水準をいう。
- (9) 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- (10) 「提案書」とは、代表企業及びその他の構成員が、令和 8 年●月●日付で提出した本事業の実施にかかる提案書一式をいう。
- (11) 「業務準備期間」とは、本事業契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (12) 「本事業期間」とは、事業者が本事業契約に基づき、本事業を実施する期間（令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで）をいう。
- (13) 「事業開始日」とは、第 29 条（本事業の開始条件）第 1 項各号の条件を全て充足した日の翌日又は事業開始予定日のいずれか遅い日をいう。
- (14) 「事業開始予定日」令和 9 年 4 月 1 日（ただし、本事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の日）をいう。

- (15) 「事業者」とは、本事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (16) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成企業のうち、代表して応募手続を行う企業である【代表企業名】をいう。
- (17) 「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいい、本事業契約締結時点では【代表企業名】、【構成員名】及び【構成員名】をいう。
- (18) 「優先交渉権者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【代表企業名】コンソーシアム（●株式会社を代表企業並びに●株式会社及び●株式会社を構成員とするコンソーシアム）をいう。
- (19) 「本件施設」とは、要求水準書「第1 総則 3 事業概要（2）本事業の対象施設」に示す下水道施設をいう。
- (20) 「更新」とは、下水道管路施設又は設備の全部又は主要部分を取り替えることにより、その機能を回復又は向上させることをいう。
- (21) 「改築」とは、下水道管路施設又は設備の全部又は一部について、機能の維持又は向上を目的として行う更新、長寿命化対策その他これらに類する行為をいう。
- (22) 「修繕」とは、下水道管路施設又は設備の機能を維持し、又は回復するために行う補修、部品交換その他の行為であって、改築に該当しないものをいう。
- (23) 「維持管理業務」とは、巡視、点検、調査、清掃、機械設備保守点検、補修、草刈り等、遠方監視、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (24) 「問題解決業務」とは、不明水対策、水質調査、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (25) 「住民対応業務」とは、事故初動対応、通報初動対応、災害対応、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (26) 「計画・設計業務」とは、下水道事業計画変更、ストックマネジメント計画策定業務（汚水のみ）、修繕改築詳細設計（汚水のみ）、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (27) 「管路修繕・改築業務」とは、計画修繕、改築工事（汚水管路施設）、改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (28) 「統括管理業務」とは、統括管理、情報管理、台帳管理、セルフモニタリング、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (29) 「義務事業」とは、維持管理業務、問題解決業務、住民対応業務、計画・設計業務、管路修繕・改築業務、統括管理業務を個別に又は総称していう。
- (30) 「附帯事業」とは、現状にとらわれない新たな取組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減等の効果が発揮される事業をいう。
- (31) 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日をいう。
- (32) 「業務委託請負先」とは、本事業にかかる各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成員その他第三者をいう。
- (33) 「許認可等」とは、許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは適用法令上必要な届出又は報告をいう。
- (34) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準をいう。

- (35) 「国庫補助金等」とは、下水道法第34条に基づき国から市に対し支給される補助金及び交付金をいう。
- (36) 「成果物」とは、修繕・改築計画、設計図書、完成図書及びその他事業者が本事業契約に基づき又は市の請求により作成した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (37) 「不可抗力」とは、合理的に予見し得ず、又は予見し得たとしても回避若しくは克服することができない事由であって、契約当事者の契約上の義務の全部又は一部の履行を不能又は遅延させるもの（地震、津波、台風、洪水その他の天災、火災、爆発等の事故、戦争、内乱、テロ、暴動、法令の制定・改廃、政府又は地方公共団体による命令その他の公権力の行使、ストライキその他の労働争議、感染症の流行を含む。）又はこれに伴う公的措置、輸送又は通信の途絶その他の社会的インフラの障害並びにこれらに準ずる一切の事由を含むが、これらに限られない。）をいう。

以 上

事業日程

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
業務準備期間（引継ぎ期間）	令和 8 年●月●日	令和 9 年 3 月 3 1 日
第Ⅰ期事業期間	令和 9 年 4 月 1 日	令和 1 4 年 3 月 3 1 日
第Ⅱ期事業期間	令和 1 4 年 4 月 1 日	令和 1 9 年 3 月 3 1 日

以 上

乙等が付す保険

(事業者の提案する保険を記載する。)

サービス対価に係る事項

1 サービス対価の構成及び支払期

甲は、事業者が行う本事業に係る各業務に対する対価を、サービス対価として支払う。

別紙 4-表 1 本事業に係るサービス対価の構成

区分	業務内容	支払期	注記
【サービス対価 A】 維持管理業務	【区分①】 ・調査 ・緊急調査 ※ ・清掃(管路施設) ・清掃(調整池) ・緊急清掃 ※ ・補修 ※ (緊急修繕、小破修繕含む) ・草刈等	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業者が提案した各年度のサービス対価 ÷支払回数(4回/年) ※年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
	【区分②】 ・巡視 ・点検 ・機械設備保守点検 ・遠方監視	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)
【サービス対価 B】 問題解決業務	・不明水対策 ※ ・水質調査 ※	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)
【サービス対価 C】 住民対応業務	・事故初動対応 ※ ・通報初動対応 ※ ・災害対応 ※	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)
【サービス対価 D】 計画・設計業務	・下水道事業計画変更	年度末	下水道事業計画更新の完成を確認後一括支払い
	・ストックマネジメント計画策定	年度末	ストックマネジメント計画変更の完成を確認後一括支払い
	・修繕改築詳細設計 (汚水のみ)	年度末	設計完了を確認後一括支払い(設計毎)
【サービス対価 E】 管路修繕・ 改築業務	・計画修繕 ※	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業者が提案した各年度のサービス対価 ÷支払回数(4回/年) ※年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
	・改築工事 (汚水管路施設) ・改築工事 (マンホールポンプ (機械、電気設備))	四半期	工事完成を確認後一括支払い(工事毎) 事業者は市の検査に合格した日の属する四半期の最終月の月末に請求書を発行し、市は対価を支払う。
【サービス対価 F】 統括管理業務	・統括管理 ・情報管理 ・台帳管理 ・その他関連業務	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)

※ サービス対価Aの対象となる維持管理業務の内「緊急調査」、「緊急清掃」、「補修」、サービス対価Cの対象となる住民対応業務の「事故初動対応」、「通報初動対応」、「災害対応」、サービス対価Eの対象となる管路修繕・改築業務の内「計画修繕」の各業務については、想定業務量に対して5%の増減がある場合、当該業務に係るサービス対価の見直しに係る協議を行う。

2 サービス対価の支払

(1) 支払期が四半期のサービス対価の支払

支払期が四半期であるサービス対価A、サービス対価B、サービス対価C、サービス対価Eの内計画修繕業務に係る対価、サービス対価Fの支払については次のとおりとする。

- ① 乙は、事業期間中の各四半期終了後、第40条（業務の報告）第2号に規定する四半期業務報告書を作成し、甲に提出する。
- ② 甲は、乙より提出された四半期業務報告書等により、第43条（甲によるモニタリング）の規定に基づき当該四半期に係る業務遂行状況についてモニタリングを行い、要求水準等の充足状況を確認するものとする。
- ③ モニタリングの結果、甲が当該四半期に係る業務遂行が要求水準等を満たしていると判断した場合、甲はその結果を乙に通知する。
- ④ 乙は、甲より当該四半期に係る業務遂行が要求水準等を満たしていることの通知を受領後、当該四半期に係るサービス対価に係る請求書を発行し、甲に提出するものとする。
- ⑤ 甲は、乙から請求書を受領後、30日以内にサービス対価の支払を行う。

(2) サービス対価Dの支払

サービス対価Dの支払については次のとおりとする。

- ① 当該年度における下水道計画変更、ストックマネジメント計画策定、修繕改築詳細設計業務が完了した時点で、乙は成果物を甲に提出し、甲の確認を受ける。
- ② 甲は、成果物を確認し、当該成果物が要求水準等を満たしていると判断した場合、その結果を乙に通知する。
- ③ 乙は、甲の確認を得た業務について、当該年度の3月に請求書を発行し、甲に提出するものとする。
- ④ 甲は、乙から請求書を受領後30日以内にサービス対価を支払う。

(3) サービス対価Eの内、改築工事に係る対価の支払

サービス対価Eの内、改築工事（污水管路施設）、改築工事（マンホールポンプ（機械、電気設備））に係る対価の支払については、第77条（甲による改築工事の対価の支払い）の規定による。

2 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

サービス対価の改定は、下表に示す指標を用いて比較する。

別紙4-表2 サービス対価の改定で使用する指標

区分	業務内容		改定で使用する指標	
【サービス対価A】 維持管理業務	▶維持管理業務	区分①	建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1 (災害復旧除く) > 下水道
		区分②	公共工事設計 労務単価	全職種平均
【サービス対価B】 問題解決業務	▶不明水対策 ▶水質調査		公共工事設計 労務単価	全職種平均
【サービス対価C】 住民対応業務	▶事故初動対応 ▶通報初動対応 ▶災害対応		公共工事設計 労務単価	全職種平均
【サービス対価D】 計画・設計業務	▶下水道事業計画変更 ▶ストックマネジメント計画策定 ▶修繕改築詳細設計(汚水のみ)		設計業務委託等 技術者単価	設計業務(7職階)平均
【サービス対価E】 管路修繕・改築業務	▶計画修繕 ▶改築工事(汚水管路施設) ▶改築工事(マンホールポンプ (機械、電気設備))		建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1 (災害復旧除く) > 下水道
【サービス対価F】 統括管理業務	▶統括管理 ▶情報管理 ▶台帳管理 ▶その他関連業務		日銀物価統計調査 企業向けサービス 価格指数	総平均

(2) 改定の条件

対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

初回の改定は、募集要項公表月（令和8年6月末時点）に公表されている最新の指標を基準とし、令和9年6月末に公表されている最新の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に対価の支払額を改定する。ただし、提案価格に2%の上昇を見込んだ費目については、±1.5%を超過する増減の有無にかかわらず、増減の率と2%の差の率によって改定し、以降は提案価格に2%の上昇を見込んでいない費目と同様に改定する。

初回の改定以降は、毎年6月末時点で公表されている最新の指標（毎月公表される指標は直近12カ月の平均値とする）に基づき、9月末までに確認を行い、±1.5%を超過す

る増減があった場合に対価の支払額を改定する。

乙は、サービス対価の改定の有無に関わらず、毎年7月末までに、サービス対価の改定で使用する指標の変動について甲へ書面により報告すること。

改定により当該年度のサービス対価の増減が発生した場合は、四半期払いのサービス対価については当該年度の最終支払額で調整する。完了時支払としているサービス対価については、当該年度で支払が発生していないものについては改定を行い、支払済みのものについては改定が行われた場合との差額について、当該年度中に調整を行う。

(3) 改定の計算式

サービス対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

なお、当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、 Y ：改定後の当該費用（税抜）

X ：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは本事業契約に示された当該費用）

$$\alpha：改定率 \left[\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right]$$

(4) 消費税及び地方消費税の改正による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲の乙への支払にかかる消費税及び地方消費税については、甲が改定内容にあわせて負担する。

(5) スtockマネジメント計画の見直しによる改定

Stockマネジメント計画の見直しの結果、サービス対価の改定が必要となる場合は、甲と事業者間で改定に係る協議を行う。

(6) その他例外的な改定について

サービス対価の構成のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと甲が認めた費目については、甲と乙が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

サービス対価の支払い停止及び減額

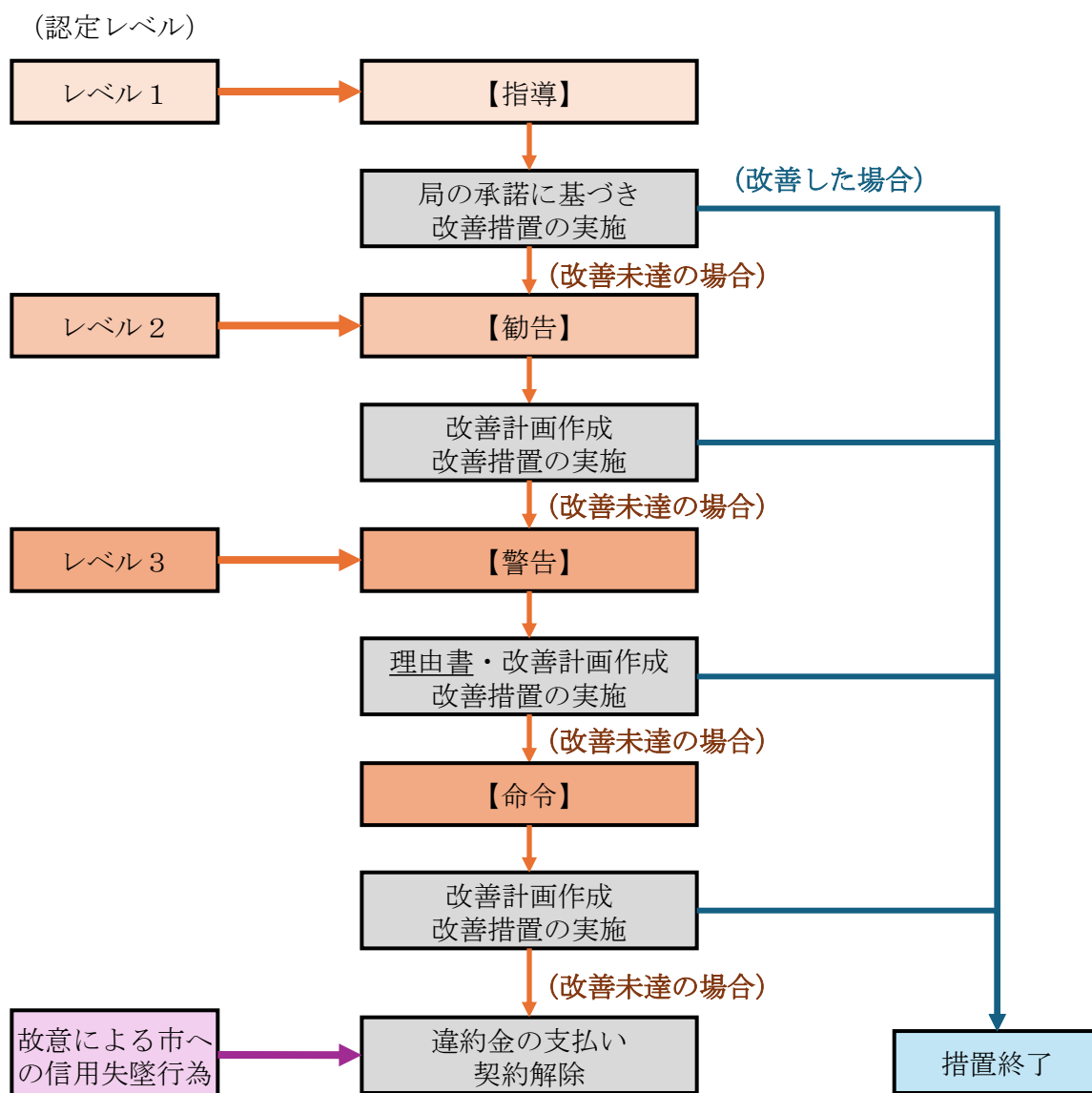
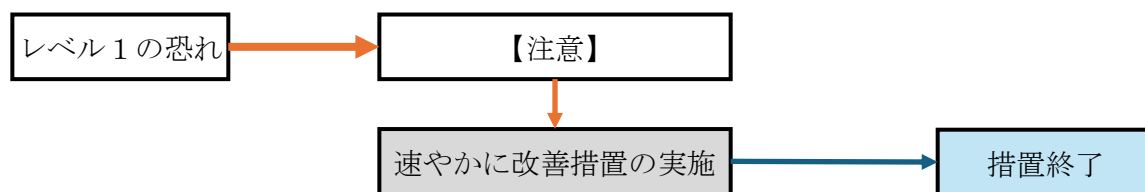
1 サービス対価の支払停止

第43条（甲によるモニタリング）の規定に基づく甲によるモニタリングの結果、実施した業務の要求水準未達若しくはその恐れがある場合には、甲が策定するモニタリング実施計画書（モニタリング実施計画書が未作成の場合はモニタリング基本計画書。以下同じ。）に基づき、措置の対象となるレベルに応じ、甲は、乙に対して、【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】及び【⑤命令】の措置を[別紙5-図1]のとおり行うことができる。

このうち、【③勧告】に相当する措置を行う場合においては、甲は、その是正が確認できるまでサービス対価の支払いを停止することができる。なお、【⑤命令】（是正を行うことを再度命令）にも関わらず、是正が行われていると認められない場合は、甲は、本事業契約を解除することができる。措置の対象となるレベルは、[別紙5-表1]を予定しており、甲と乙の協議を踏まえて、甲が最終決定するものとする。

別紙5-表1 要求水準未達の認定レベルと事象

認定レベル	事象
レベル1	■ 業務管理の工程における軽微な不備 （例）・書類、備品乙の整理整頓不足 ・不衛生状態の放置
レベル2	■ 要求水準の未達成がある場合、影響が甲と乙間または対象施設内に留まるものの （例）・書類等の欠損 ・工事中の施設破損 ・合理的理由のない工期遅延の発生 ・苦情の頻発 ・必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設内に留まるもの） ■ レベル1の【指導】を受けたにも拘わらず改善期間内に改善されない場合 ※ 改善期間は協議により定める。
レベル3	■ 本事業契約に違反する行為で故意又は過失による甲への信用失墜行為（契約解除に該当するものを除く）、不法行為、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの （例）・苦情の放置 ・法定点検の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設外に及ぶもの） ・大規模な事故・火災・労働災害（死亡事故）の発生 ■ レベル2の【勧告】を受けたにも拘わらず改善期間内に改善されない場合 ※ 改善期間は協議により定める。



別紙5-図1 契約内容未達時における措置の流れ

2 サービス対価の減額

提案内容について、業務の未実施があった場合は、未実施相当分のサービス対価を減額することができる（なお、サービス対価の減額は基本的にレベル2「勧告」に該当する事項が生じた場合を想定する）。減額の額については、甲と乙での協議により決定する。

プロフィットシェア

1 乙の業務改善等の提案

乙は、本事業期間中、本事業について、第90条（プロフィットシェア）に基づき、業務改善提案を提案することができる。本業務において、要求水準書の変更を伴わず、かつ本業務にかかるサービス対価の額の低減を伴うものを、本別紙の対象とする。

2 業務改善等の実施

甲は、乙の業務改善等の提案により必要と認める場合は、乙に対して当該業務の検討（要求水準書の変更の要否を含む。）を指示することができる。この場合、乙は、当該指示の受理後遅滞なく、当該業務の導入が本事業の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告する。

甲は、当該検討結果の受理後遅滞なく、当該業務（これに伴う要求水準書の変更を含む。）を行うか否かを乙に通知する。

当該業務を実施する旨の通知がなされた場合、当該通知以降、乙は、要求水準書に従って業務実施計画の作成等を行い、当該業務により要求水準書が変更される場合には、別途甲と乙が合意した日から適用されるものとする。

3 業務改善等に伴うサービス対価の減額

甲は、要求水準書を変更することなく当該業務が行われた場合、当該業務の実施のために乙が負担する費用の減少に応じて、対応するサービス対価を減額する。甲は、サービス対価の減額について、当該業務の実施のために乙が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも100分の50に相当する額を減額しない。乙が負担する費用が低減すると見込まれる額は、甲及び乙が協議して定める。

不可抗力による追加費用及び損害の負担

1 維持管理業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して維持管理業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度のサービス対価 A の総額の 1 % 相当額に至るまでは乙の負担とし、1 % を超える額については甲の負担とする。
- (2) 乙が不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき、甲が負担する金額から控除する。

2 住民対応業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して住民対応業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度のサービス対価 C の総額の 1 % 相当額に至るまでは乙の負担とし、1 % を超える額については甲の負担とする。
- (2) 乙が不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき、甲が負担する金額から控除する。

3 計画・設計業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して計画・設計業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 D の合計額の 1 % 相当額に至るまでは乙の負担とし、1 % を超える額については甲の負担とする。
- (2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 乙が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき、甲が負担する金額から控除する。

4 管路修繕・改築業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して管路修繕・改築業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 E の合計額 1 % 相当額に至るまでは乙の負担とし、1 % を超える額については甲の負担とする。
- (2) 乙が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき、甲が負担する金額から控除する。

5 統括管理業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して統括管理業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度のサービス対価 F の総額の 1 % 相当額に至るまでは乙の負担とし、

1 %を超える額については甲の負担とする。

- (2) 乙が不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき乙が負担すべき金額を超過する額につき、甲が負担する金額から控除する。

下水道管路施設からの漏水により道路陥没等が生じた場合の 追加費用及び損害の負担

- ・業務未実施区間における漏水によるもの 甲 100%
- ・業務実施区間において、乙の責により道路陥没等が発生した場合 乙 100%
- ・業務実施区間において、乙の責によるものかが明白ではない場合 甲 100%